# 「瓜幕保育所」重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、瓜幕保育所が説明すべき内容は次のとおりです。

## １　施設運営主体

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 鹿追町 |
| 所　在　地 | 河東郡鹿追町東町１丁目１５番地１ |
| 電 話 番 号 | 0156-66-2311 |
| 代表者氏名 | 鹿追町長　喜 井　知 己 |

## ２　利用施設

| 施設の名称・所在地 | 事業開始年月日 | 入所定員 | 職員配置 |
|---|---|---|---|
| 鹿追町立瓜幕保育所<br>瓜幕東３丁目７番地　　(TEL/FAX 0156-67-2363) | 昭和 38 年４月１日 | ４０名 | 保育士<br>２名 |

| | |
|---|---|
| 施設の種類 | 認可外保育所 |
| 管　理　者 | 所長　松 井　理 恵 |
| 保 育 時 間 | 〔月～金曜日〕８：３０～１７：００<br>〔土　曜　日〕８：３０～１２：００ |

## ３　各地域保育所施設・設備等の概要

| 施　　設 | 瓜幕保育所 |
|---|---|
| 延べ床面積 | 277.05 ㎡ |
| 構　　造 | 木造モルタル |

| 主な設備 | 瓜幕保育所<br>部　屋　数 |
|---|---|
| 乳児室(ほふく室) | 1 |
| 保　育　室 | 2 |
| 遊　戯　室 | 1 |
| 調　理　室 | 1 |
| 医　務　室 | 1 |
| 事　務　室 | 1 |

## ４　保育を提供する日及び休日

保育を提供する日は４月から就学前までです。

○ 休日は以下のとおりです。

① 日曜日
② 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
③ 夏休み（８月１３日から８月１８日までの日）
④ 冬休み（１２月２８日から翌年１月９日までの日）
⑤ 春休み（３月２９日から４月５日までの日）
⑥ 町長が特に必要と認めた日

## ５　提供する保育等の内容

(1)　保育の提供

満１歳以上就学前の地域児童の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織し、入所から修了に至るまでの長期的な計画を作成して教育及び保育を行います。上記「２ 利用施設」に記載する保育時間内において、保育の提供を行います。

指導計画は各組毎に、長期計画（期）短期計画（月）を作成します。特に、満１２ヶ月から２歳児の児童は、この時期の発達の特性からみて、個人差が大きいことなどから、ねらいと内容を（個別指導計画の作成等）工夫します。

(2) 送迎

登降所については、保護者が責任を持って保育所まで送迎し、職員と引き継ぎを行っていただきます。

(3) 食事（給食）の提供

すべての満３歳以上児（４月１日現在）と給食提供を希望する満３歳未満児には、次のとおり食事の提供を行います。

○ 学校給食共同調理場より給食（主食あり）を提供いたします。
○ 学校給食共同調理場からの給食提供ができないとき、あるいは小中学校が休校などで給食提供がない場合はお弁当対応をお願いいたします。
○ 給食の内容については、毎月の献立表でお知らせいたします。
○ アレルギー等については、相談の上、除去するなど可能な限り対応いたします。
○ 行事によっては給食を停止し、お弁当での対応をお願いする場合があります。

## ６　入所基準

◎対　象：満１歳から就学前の鹿追町内に居住する児童

入所希望日において満３歳に満たない児童は、親の就労や療養等の理由により児童の保育ができない場合等に対象となり、申請時には証明書（「就労証明書」、「診断書」など）の提出が必要です。

※瓜幕地域外からの入所は、満３歳（当年度４月１日現在）から就学前の児童を対象とします。ただし、状況により入所できない場合があります。

## ７　利用料金

(1) 保育料

鹿追町立地域保育所条例に定める保育料をお支払いいただきます。

（別紙「地域保育所保育料基準額表」参照）

○ 階層区分（市町村民税額）と生活状況により保育料を算定します。

○ 月の途中の入退所であっても月額保育料をお支払いいただきます。

○ 認定児童の属する世帯の階層区分は、８月以前は前年度分、９月以降は現年度分の市町村民税の課税額によって算定します。詳細は別紙「保育料算定の基準となる課税額の確認方法について」でご確認ください。

○ 算定した保育料については、交付する「保育料決定通知書」にて通知いたします。

○ 家族の状況及び家族構成に変更があった時は､保育料の金額が変更となる場合があります。

(2) 給食費

すべての児童の給食費が無料です。

(3) 支払い方法

保育料の納入については､「口座振替」と「納入通知書による手払い」の２つの方法があります（※「口座振替」による納入がお勧めです)。

「口座振替」の手続きにつきましては、町内の金融機関（帯広信用金庫鹿追支店・鹿追町農業協同組合・鹿追郵便局）窓口において行うことができます。

## ８　入退所に関する事項

(1) 次のいずれかに該当するこどもの入所をお断りする場合があります。

・感染症に罹患している子

・安全を確保することが困難であると予想される重症疾患のある子

・心身が虚弱で保育所の保育に耐えられない恐れのある子

・その他町長が適当ではないと認めた子

(2)　入所期間は原則月単位とし、入退所は月途中でも可とします。ただし、同月内での再入所は認めません。

(3) 次の場合には、保育の提供を終了いたします。

・入所を認めた理由がなくなったとき

・正当な理由がなく１５日以上出席しないとき

・その他、利用について重大な支障または困難が生じたとき

## ９　嘱託医

次の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科医

| | |
|---|---|
| 医療機関の名称 | 鹿追町国民健康保険病院 |
| 嘱　　託　　医 | 齋 藤　さやか |
| 所　　在　　地 | 河東郡鹿追町東町１丁目３８番地 |
| 電　話　番　号 | 0156-66-2031 |
| 提　携　内　容 | 内科健診、緊急な疾病措置 |

(2)歯科医

| | |
|---|---|
| 医療機関の名称 | 鹿追東町歯科医院 |
| 院　長　名 | 柴野　憲幸 |
| 所　在　地 | 河東郡鹿追町東町１丁目３０番地１ |
| 電話番号 | 0156-67-7100 |
| 提携内容 | 歯科検診 |

## 10　緊急時の対応

お預かりしている児童に緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先及び医療機関へ速やかに連絡を行います。

## 11　要望、苦情や虐待に関する相談窓口

瓜幕保育所では、保育に関する要望・苦情や児童虐待等に係わる窓口を次のとおり設置しております。

| | |
|---|---|
| 瓜幕保育所<br>ご利用相談窓口 | ○窓口担当者　　子育て支援課長 または 瓜幕保育所所長<br>○利用時間　　８：３０～１７：００（時間外の相談も可能です）<br>○利用方法　　〔電話・ＦＡＸ〕※「２ 利用施設」を参照<br>〔来所〕瓜幕保育所職員までお申し出ください。<br><br>▼担当者が不在の場合は、下記までご連絡ください。<br>○窓口担当者　　鹿追町立認定こども園しかおい職員<br>○利用時間　　８：３０～１７：１５（時間外の相談も可能です）<br>〔電　話〕０１５６－６６－２７５４<br>〔ＦＡＸ〕０１５６－６６－２１６７ |

## 12　非常災害時の対策

| | |
|---|---|
| 非常時の対応 | ・児童の避難誘導、安全確保<br>・緊急時における関係機関への連絡<br>・保護者への緊急連絡<br>・「防災計画書（こども園しかおい)」に準じて対応 |
| 緊急時連絡先 | ・鹿追消防署（救急車）　〔電話〕119<br>・鹿追町立認定こども園しかおい　〔電話〕0156-66-2754<br>・鹿追町国民健康保険病院　〔電話〕0156-66-2031 |
| 避難場所 | ・瓜幕小学校 |
| 防災設備 | ・誘導灯　有　・非常用警報装置　有<br>・ガス漏れ報知器　有　・防炎カーテン　有<br>・消火器　有　・その他 |
| 避難・消火訓練 | 毎月１回（予定）行います。 |

## 13　利用者に対しての保険の種類・保険内容

瓜幕保育所では、万が一保育所内活動及び行事において事故等が発生した場合に備えて、次の保険に加入しています。

| | |
|---|---|
| 保険の種類 | 東京海上日動火災保険株式会社「ほいくのほけん」 |
| 保険の内容 | 賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任（ＰＬ）保険） |

・事故が発生した場合の窓口は、子育て支援課（鹿追町立認定こども園しかおい内）となります。
・医療費の鹿追町医療費無料制度との併用請求はできません。
（一旦、窓口での自己負担が必要です。）
・詳しい内容は、公益社団法人 全国私立保育連盟のホームページでご確認ください。

## 14　虐待防止マニュアルについて

瓜幕保育所は、虐待防止マニュアルを定めています。保育に関わる全ての職員はマニュアルに沿い、保育を行っています。

## 15　守秘義務と個人情報の取扱いについて

(1) 瓜幕保育所職員及び管理者は、児童在籍中はもとよりそれ以後も正当な理由なく、その業務上知り得た個人情報を他人に漏らすことはありません。
(2) 次の場合の他機関との情報共有を予めご了承ください。
①小学校への円滑な移行、接続が図られることを目的に、卒所にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有する場合
②他の保育所及び幼稚園、こども園等へ転所（園）する際に継続的な教育・保育を提供するために情報を共有する必要がある場合
③他の兄弟姉妹が別の施設等に在籍しており、その施設との連絡調整を必要とする場合
④緊急時において、病院その他関係機関に対し情報提供が必要と認められる場合
(3) 保育料算定に必要なため、課税額等の税情報を別紙「同意書」に基づき閲覧させていただきます。

## 16　業務停止命令について

瓜幕保育所は、業務停止命令を受けたことはありません。

以上、本保育所における保育の提供を開始するにあたり、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

鹿追町立瓜幕保育所 所長　松 井　理 恵

２０１８．１１ 作　成
２０２５．１１ 一部改正